

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について  
藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6等級別基準職務表3医療職給料表(1)等級別基準職務表2級の項第2号中「救命救急センター副センター長」の次に「，腎センター副センター長，ゲノムセンター副センター長」を加え，同表3級の項第2号中「内視鏡室長」の次に「，腎センター長，ゲノムセンター長」を，「緩和ケアセンター長」の次に「，感染対策室長」を加え，同表5級の項第3号中「医療支援部長」を「医療安全管理部長」に改め，別表第6等級別基準職務表5医療職給料表(3)等級別基準職務表5級の項第1号中「医療安全対策室副室長」を「医療安全管理室副室長，感染対策室副室長」に改め，同表6級の項第1号中「副看護部長，」の次に「医療安全管理室長又は」を加え，「又は医療安全対策室長」を削る。

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，令和3年度組織改正に伴い，市民病院に係る職務の級ごとに定める基準となる職務等について，所要の改正をする必要による。